

(仮称)二宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例(案)の概要

1. 概要

新制度では、市町村は「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

【各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係】

		満3歳以上児		満3歳未満児
		①1号認定	②2号認定	③3号認定
特定教育・ 保育施設	認定 こども園	○	○	○
	幼稚園	○	特例給付による利用 形態あり	—
	保育所	特例給付による利用 形態あり	○ ②③いずれかのみを設定可	
特定地 域型保 育事業	家庭的保育	特例給付による 利用形態あり	特例給付による 利用形態あり	○
	小規模保育			○
	居宅訪問型保育			○
	事業所内保育			○ (従業員枠・地域枠)

※上記表中、各施設・事業において設定可能な利用定員がある場合は「○」、ない場合は「—」

【「確認」を受ける施設・事業者の要件】

- ①児童福祉法等に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- ②市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育施設・特定地域型保育事業に係る利用定員（20人以上） ・ 施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

2. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

3. 基準案

以下の表中、「従・参」の欄は、「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」のどちらに該当する項目であるかを表しています。

項目		国基準	従・参	町基準(案)
利用開始に伴う基準	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ること。 説明項目：運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担などの施設・事業の選択を左右する重要事項 説明方法：文書交付（保護者の申出に対応して、電子ファイルの交付によることも可） 	従 ※説明方法については「参」	国基準のとおり （国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。）
	利用申込に対する正当な理由のない提供拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 「正当な理由」： <ul style="list-style-type: none"> ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要） ③その他特別な事情がある場合 	従	同上
	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<ul style="list-style-type: none"> 認定子ども園又は幼稚園の子どもの場合、①抽選、②先着順、③建設者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。 認定子ども園又は保育園の子どもの場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、必要性が高い子どもが優先的に利用出来るように選考する。 利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合、他の適切な施設・事業者を紹介する等、必要な措置を講じなくてはならない。 	従	同上
	あっせん、調整、及び要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、市町村が行うあっせん及び要請、調整等については、できる限り協力する。 	従	同上

	項目	国基準	従・参	町基準(案)
	支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認（支給認定の有無、有効期間及び保育必要量等）を行う。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適正な申請がなされるよう援助する。 	参	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。)
	小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設は、教育・保育の提供の終了に際して、小学校等において継続的に教育が提供されるよう、小学校、特定教育・保育施設等と密接な連携に努める。 	参	同上
教育・保育の提供に伴う基準	利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、市町村が定める利用者負担を受領するものとし、その上でそれ以外に日用品、行事への参加費、食費などの実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 実費徴収や実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示し、領収書を交付する。 	従	同上
	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設は各基準等に基づき、子どもの心身状況・置かれている状況等を踏まえた適切な教育・保育を提供する義務がある。 <p>認定こども園：認定こども園法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領</p> <p>幼稚園：幼稚園教育要領</p> <p>保育所：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</p>	従	同上
	支給認定保護者に関する市町村への通知	<ul style="list-style-type: none"> 給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。 	参	同上
	子どもの適切な処遇(虐待の禁止・懲戒に係る権限の乱用防止等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求めることとする。 <p>①利用児童の平等扱い</p> <p>②虐待等の禁止</p> <p>③懲戒に係る権限の濫用防止</p>	従	同上
	特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者が特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。 	従	同上

項目	国基準	従・参	町基準(案)
管理・運営等に関する基準	<p>・施設・事業者は運営規定において、以下のような事項について定める。</p> <p>内容：①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） ⑤利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額） ⑥利用定員 ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の方法） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</p>	参	国基準のとおり（国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。）
	<p>・施設・事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>・現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者が必要な措置を講じる。</p> <p>・地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保文書により保護者に周知・説明し、同意を得ておく。</p>	従	同上
	<p><事故の発生（再発）防止></p> <p>・施設・事業者は事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。</p>	従	同上

項目		国基準	従・参	町基準(案)
管理・運営等に関する基準		<p><事故発生時の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。 ①事故が発生した場合、家族等や、市町村に対する速やかな報告を行うこと。 ②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。 ③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。 	従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。)
	評価	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める。 その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努める。 	参	同上
	苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。 施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。 	参	同上
	会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、教育・保育施設・地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分して行う。 	参	同上
	管理・運営等に関するその他の事項	<p><勤務体制の確保等></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図る。 	参	同上
特定地域型保育事業者の運営に	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育事業者は、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規定の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用者の選択に係る重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得る。 	従	同上
	正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育事業者は利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 	従	同上
		<ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育事業者は、利用定員を超える申込があった場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、必要性が高い子どもが優先的に利用出来るように選考する。 	従	同上
		<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。 	従	同上
あっせん、調整、及び要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、市町村が行うあっせん及び要請、調整等については、できる限り協力する。 	従	同上	

関 する 基 準	項目	国基準	従・参	町基準(案)
	特定教育・保育施設等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く）は、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20名以上の事業所内保育事業を行う者を除く。） ・居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。 	従	同上
	利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者は、市町村が定める利用者負担を受領するものとし、その上でそれ以外に日用品、行事への参加費、食費などの実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 ・実費徴収や実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示し、領収書を交付する。 	従	同上